

会 議 録（公開部分）

| | |
|---|--|
| 会 議 名 | 平成 2 8 年度第 5 回野田市情報公開・個人情報保護審査会 |
| 議題及び議題毎の公開又は非公開の別 | 1 野田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について 2 個人情報取扱事務について 審議依頼事項 ・野田市甲状腺超音波検査費用助成事業の事務開始届（保健センター） 報告事項 ・災害派遣等従事車両証明書発行事務の事務変更届（防災安全課） 3 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて ・審議会等の委員の個人情報について |
| 日 時 | 平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日（月）午前 9 時から正午まで |
| 場 所 | 市役所低層棟 4 階 職員控室 |
| 出席委員氏名 | 須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、松本 純子、飯野 きみ子 |
| 事 務 局 | 実施機関 今村 繁（副市長）川島 信良（総務部長）富山 芳則（総務課長）大月 聡（総務課長補佐兼文書法規係長）日下部 安孝（総務課主査）生嶋 浩幸（防災安全課長）田村 和樹（防災安全課主事）海老原 孝雄（保健センター長補佐）村山 佐知子（保健センター母子保健係長） 事務局 川島 信良（総務部長）富山 芳則（総務課長）大月 聡（総務課長補佐兼文書法規係長）日下部 安孝（総務課主査） |
| 傍 聴 者 | 5 名 |
| 議 事 | |
| <p>平成 2 8 年度第 5 回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 野田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について 野田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について事務局から説明を受けた。</p> <p>須賀会長 会議録についての確認だが、各自に送付し、意見がなければ承認されたと判断されるのか。</p> <p>日下部主査 送付文書に記載する連絡の期限までに連絡がなければ異議無しで承認されたものとみなします。</p> <p>須賀会長 もし修正があった場合はどうするのか。</p> <p>日下部主査 会長と相談の上、軽微な用字用語等の誤りであれば会議に諮らずに修正して決定し、発言内容に関わることであれば、次回の会議に議題として諮</p> | |

ります。

秦野委員 異議がないときにこちらから連絡をする必要はあるか。

日下部主査 必要はございません。

須賀会長 ほかに意見等あるか。ないようなので、異議無しとして配布した資料のとおり野田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について決定する。

2 個人情報取扱事務について（公開）

審議依頼事項

・野田市甲状腺超音波検査費用助成事業の事務開始届（保健センター）

平成28年10月1日に開始した野田市甲状腺超音波検査費用助成事業の事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。また、同月18日から事務を変更するに当たり、審議依頼書が提出されたので概要について担当者から説明を受けた。

飯野委員 胎児から18歳までとあるが、対象者は何人いるのか。既に医療機関にかかっているといったことで対象から外れるのは何人か。

海老原課長補佐 対象者は、今年の9月27日現在で28,932人です。自分で医療機関にかかった人数は現時点で把握できておりません。今後、今年度受検された方の結果が入ってきます。判定で経過観察若しくは二次検査が必要といった方については来年以降保険診療となりますので、今回の助成からは対象外となります。

飯野委員 近隣で実施されているのはどこか。

海老原課長補佐 千葉県内では、柏市、松戸市、今年から我孫子市、本市と同じく10月1日から白井市で始まっております。

松本委員 開始届の個人情報の収集先に本人以外の民間にチェックが入っているが、これは医療機関ということか。

海老原課長補佐 その通りです。

遠藤委員 検査実施医療機関はいくつくらいを想定しているか。

海老原課長補佐 一つです。

飯野委員 この事業はいつからいつまで続くのか。

海老原課長補佐 開始は10月1日ですが、終了は定まっていません。

遠藤委員 電子計算機結合は、具体的にどこどう結合するのか。

海老原課長補佐 市のシステムと同システムの事業者の電子計算機とを結合し、不具合の際にリモート操作により事業者側で修正を行い、及び保守を行うものです。

遠藤委員 その外部委託先は野田市の他の実施機関も利用している業者か。

今村副市長 健康管理システムがもともと保健センターにありまして、3歳児検診等の情報を一元管理しているところです。これについては以前から委託して

おり、審査会で結合の承認を既に頂いています。今回、甲状腺に関する事務もシステムで一元的に管理する必要があり、改めて結合ということで提出しております。事業者がこちらにきて修正を行うのは時間がかかるため、リモート操作により事業者側で修正できるシステムとなっております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、野田市甲状腺超音波検査費用助成事業の事務開始届について承認することでよろしいか。

(異議無し。)

次に、野田市甲状腺超音波検査費用助成事業の事務変更届及び審議依頼事項について承認することでよろしいか。

(異議無し。)

・災害派遣等従事車両証明書発行事務の事務変更届(防災安全課)

災害派遣等従事車両証明書発行事務の変更の報告及び概要について、防災安全課の担当者から説明を受けた。

秦野委員 災害とはどのような解釈をすればよいか。

田村主事 主に報道されるようなものとなります。高速道路の無料化について被災した県が高速道路事業者と協議して承認を受け、千葉県を通じて県内各市町村に発行事務の依頼がくる形となります。

遠藤委員 災害の定義規定は定めているのか。

田村主事 届出により千葉県を通じて依頼をされる形となるので、定義は定めておりません。

遠藤委員 定めたほうが良いのでは。千葉県を通じて要請があった場合の災害というように特定をしておかないと問題があるのではないか。

生嶋課長 資料別紙として災害派遣等の従事車両証明書発行事務を付けておりますが、こちらで定義することを考えております。規定については、田村主事の話のとおり、被災地から正式な通知を受けた場合の災害と考えております。

遠藤委員 別紙の4に個人情報の提供とあり、各高速道路会社、被災自治体等から照会があった場合とあるが、どのような照会を想定しているか。

田村主事 野田市での証明書の発行実績を想定しております。

遠藤委員 件数だけであれば個人情報の中身までは必要ないのではないか。

生嶋課長 これまでの具体的な対応として、熊本県等から、野田市が実際に発行した証明書について、誰に、どこへ提出したかについての実績について照会がありました。証明を受けた方は料金を無料にしているので、正式な証明であるか確認しているようです。これに対応するためには、どの方に証明を出しているかということ報告する必要があります。

遠藤委員 熊本県から来たのですか。

生嶋課長 高速道路会社の方から熊本県を通して、各市町村に来ております。熊本県がというよりは、高速道路会社が減免をするという中で証明書を発行した

者の情報を必要としています。

須賀会長 事務局から何かあるか。

日下部主査 市が証明書を発行する前段階として、県を通して市に発行事務の依頼が来る前に被災地と高速道路会社との間で今回の災害に関して無料にするといった協議がありますので、それが整っているものについて、市は証明書を発行する流れとなっています。先ほどの災害の定義についてですが、事務開始届出書の事務の目的の欄についても、本件証明書発行事務の対象が限定できる文言を書き加えるということで、変更して御承認いただきたいのですが。

須賀会長 防災安全課は何か意見があるか。

生嶋課長 その形で問題ありませんので、お願いいたします。

遠藤委員 熊本の際に発行した証明書の件数はどの程度か。法人その他の団体の従事者とボランティアと分けて答えられるのであれば答えてほしい。

田村主事 法人は現在のところ申請無しで、個人は3件です。

須賀会長 ほかに何かあるか、なければ変更の上承認することによろしいか。

(異議無し。)

4 個人情報保護制度の運用の見直しについて

個人情報保護制度の運用の見直しについて総務課の担当者から説明を受けた。

日下部主査 「3 野田市情報公開条例に基づく委員の職業及び経歴の開示の事例について」の所でございますが、前回の会議では誤った説明をしてしまい、申し訳ございませんでした。

須賀会長 「1 貴審査会に意見を求める事項について」何か意見はあるか。

遠藤委員 とは「公開条例に基づく開示請求に対して公開すべき情報と考えますか」という質問である。本来開示請求があれば実施機関が可否の判断をするものであり、不開示部分があつて開示請求者が審査請求をし、審査会に諮問があつたときに判断するのが原則ではないか。あらかじめ審査請求があつた場合のことを審議するのは、審査会の役割なのか。その点を伺いたい。

今村副市長 前回個人情報保護制度の運用の抜本的見直しとして諮問しましたが、その前に委員名簿のホームページへの掲載等の審議のお願いを総務課からしました。その中で、職業等について、開示すべき情報であるとの誤解を与えるような発言があり、情報開示請求時に保護されるべき情報なのかとの判断をその場でしていただきたかったのですが、その場では頂けず、個人情報の見直しについて諮問しており、その前提として審議会等の委員の職業が保護すべき個人情報に当たるか当たらないかという点も重要な要素でございますので、今回の審査会で抜本的見直しの中の一つとして御審議いただけないかということで、前回の審査会の時に委員の皆様にご了解いただいたと認識しております。

遠藤委員 審査会設置条例の所掌事務のどれに当たるとお考えか。

今村副市長 第3条第3項の「実施機関からの諮問に応じ情報公開制度その他情

報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について調査審議し、答申すること」に当たると考えています。

遠藤委員 個別の具体的な開示請求が出ていない状態ならば一般論として論ずることができるが、出てしまった後に我々が先に意見を言うのは、行き過ぎではないかと思う。

今村副市長 開示請求自体は、前回の審査会で、次回の審査会で御審議いただくということを決められた後であったもので、開示請求があったからそれに備えてというわけではございません。資料に開示請求があったことを記載したことは、決定期限の延長をしているので、その報告をするということで書いております。

遠藤委員 前は開示請求がなかったが、本日時点では出てしまっている。そうなるかどうかを優先するかということではないか。開示請求者の考えは分からないが、開示請求があるときに実施機関が判断する前に審査会がこう考えたほうが良いと指導するようなことはできるのか。

今村副市長 個人情報運用制度の抜本的見直しということですから、そもそも運用の面で審議会等の委員の個人情報が保護されるべきかという判断を、当然御議論いただきたいと思います。

遠藤委員 具体的に開示請求があった場合でもそうなのか、という意味だが。

今村副市長 開示請求があったから、開示請求の決定をした後に審査請求といったことを議論するのは、逆に時間がかかってしまう。前回審議の御了解があった上での議論ということですよ。

遠藤委員 前提がその時とは違っている。

須賀会長 前回の所では一般論の話だが、その後開示請求が出た。この段階で議論あるいは実施機関からの問合せにするかということか。

秦野委員 1は運用見直しとして審議の請求が出ているものであるから、請求者に対してこちらの考えを議論するということになるのではないかと。前提が現在は違うわけであるから、具体的に開示請求が出ていることについて議論すべきではないか。当然、一般論に代わる議論になるだろうが。

今村副市長 開示の期限は今日ですが、市の方で開示請求に対する処分をし、審査請求があったときに諮問をしてほしいということでしょうか、それとも決定が終わった後であれば審査請求の有無にかかわらず、次回御審議いただけるということでしょうか。事務局としては、今まで運用に問題があったということで、幅広く見直しをして図っていきたい、その基本的な情報として保護すべき個人情報はどのようなものかという観点で御審議をお願いしたいと思っています。後日開示請求が出ましたが、市としては、この問題は審議していただきたい事項として御了承いただいたので、審査請求に関わらず優先的に審査していただきたいということです。抜本的見直しという重要な御意見を頂

いて、市として判断したいと考えております。一般論としての御意見を頂いた上で、個別の案件を判断したいということです。

秦野委員 事務局の言うことは分かるが、現時点では、開示請求が出てきた以上は個別の開示請求の議論だと思う。

松本委員 前回の審議会で、抜本の見直しの話は出ていたと思うが、大まかな見直しを長い時間かけてやっていくという理解をしていた。具体的な項目を提案してほしいと事務局に伝え、開示請求が出ているということは、最終的には議論をしていくことになると思う。しかし、現時点でこの審査会の中でも委員名簿のどれを公開するかはっきり定まっていない。順番としては、ここで議論をし、それを踏まえて公開の可否について決定していくのが時間的には短縮されると考えるが、開示請求が出た以上、それについての諮問があつてからの個別の議論の方が良いと思う。そこでお尋ねしたいのは前回の8月31日の審査会が開催された時に、この開示請求が提出されることは予定されていたのか。

今村副市長 予定しておりません。

松本委員 それであれば、申し上げたとおり、個別にやるべきと思う。

今村副市長 審査請求があつて、初めてやるべきということですか。

松本委員 そのとおり。

今村副市長 審査請求が出ないとしても、市としては改めて審議会にお諮りしたいと考えております。

須賀会長 順番の確認だが、開示請求が出て名簿を開示するかどうかは実施機関が判断する、その決定に不服がある場合は、こちらに諮問をするということか。

日下部主査 実施機関へ審査請求があつた場合に、実施機関が請求を認容する場合などは諮問をしません、実施機関が最初の処分が正しいと判断するのであれば、審査会へ諮問をすることになります。

今村副市長 審査請求がなくても御議論を頂き、審査会の御意見を踏まえた上で、市として決定をしたいということが今回の要望です。それが今回の抜本の見直しの諮問の中に入っているかどうかということところで、一般論として入っているという判断があつたため、今回意見を求めました。そこに後日開示請求があつたときに、具体的なものがあるから一般論は後回しという認識は、事務局側では働かなかつたということなのです。

飯野委員 このような委員名簿の開示について、市はどのような考えで、どこまでやっていくべきなのか、この会議の中でさえ共有されていない状況である。もっと委員同士でも、市の考えも踏まえつつ、議論を交わす必要がある。安易に結論を出せる問題ではない。今後、今回のように多くの開示請求が出される可能性も考えられる。だから、全体的には他の委員と同意見である。

今村副市長 今日が開示期限であるので、審査会での決定に至らなくても、実施

機関は開示請求の決定をします。なお、今回の31件の開示請求は一人の方からのものであり、複数人からあったということではございません。

遠藤委員 副市長の言うとおりの、個別具体的な請求に対する判断も、最終的には審査会が開示不開示の結論を出すことになるから、先に多くの案件について考えなくてはならないというのだったら、あらかじめ審査会で意見を出しておけば非常に効率が良いと考えるということは、それはそれで分かる。しかし、手順は重要と考える。個別請求が出てきたら、実施機関が判断する前に審査会がこう判断した方がいいと言えるのは、審査会としては違うのではないかと思う。

今村副市長 審議会の所掌事務で先ほど3号だと申し上げたのですが、4号で「情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について実施機関に意見を述べること」とありますので、審査請求がなくても意見を述べることはできるとは考えています。

須賀会長 根拠としては4号であると。

今村副市長 3号と4号です。3号であれば前回この審査会の中でということで御了解いただいたところで、その後開示請求が出ていますが、4号の部分もあるため、まず基本的なところを御議論いただきたいと思っています。

須賀会長 条例上の根拠はそこにあるということか。

今村副市長 そのとおりです。

遠藤委員 そこには争いはない。先にこの審査会で と の結論が出た場合、それは尊重されると思う。それと違う判断はできないと思う。結論に基づいて実施機関で判断して、不服申立てが仮にあった場合、我々がほとんど同じ結論を出すと予想されてしまう。それがいいのか、そこまでの権限が我々に与えられているのか、私は非常に抑制的に働くと考えている。

今村副市長 そもそもこの個人情報保護制度の運用の見直しに当たっては、基本的な所で市の運用が誤っている所があったということで、全体的に見直しをお願いしています。今回お願いしたのも、抑制的に働くとありますが、どのようにやるかは審査会の皆さんで御決定いただくということで、市の考えるとおりに誘導しようといった考えはございません。市が実際に行うとしても、例えば審査請求があって、不開示の結果が誤りだということがあれば、同様の開示請求があったときに、当然その審査会での前例を尊重して実施機関として決定するということになります。

須賀会長 そうなると市としては、ここで大まかな基準を出してほしい、個別に請求が出た場合は具体的事実に基づいて判断したい、ということか。

今村副市長 そのとおりです。開示請求を求める者の条件が少しでも違っていれば同じ答えになるか市として判断しなくてはならないので、基本のところを御

議論いただいて、具体的には市の方でそれぞれの開示請求について審査していくということです。

須賀会長 私の意見としては、大まかな判断基準は出しておく必要があるのではないかと思う。それがイコール個別になるかは別だが。遠藤委員、個別のものが出てきてそれを優先するとなると、そのような議論は後でやるということになるか。

遠藤委員 はい。

須賀会長 審査会としては、審査請求の諮問がなされるかどうかは今のところ未定である。ある程度の期間を見てから行うのか。

遠藤委員 先程副市長が言ったように、仮の話開示請求により不開示となれば審査請求が行われる可能性がある。そうすると諮問が行われる可能性もあるが、ない場合もある。それでも一般論として諮問したいと言っているので、それは良いと思う。

須賀会長 それが先ほどの3号、4号というところか。

遠藤委員 はい。

松本委員 私は手順を踏むべきと考える。

今村副市長 手順を踏むということであれば、市として今日決定をして、基本的には不開示の際に審査請求を待つか、そのまま審査請求がされないのか、その結果を待つということになります。

秦野委員 個別の案件については実施機関の判断を出して、審査請求があつたらこちらで議論すればよいのではないか。この審査会の判断を待ちたいというのは何か違うと思う。

遠藤委員 ここで実施機関の腹案があるとすれば、それと違う意見が多数になった場合、修正する必要があるのでは。

須賀会長 この案件については、審査会としては実施機関の結論を待って、その後審査請求があつたらその時の議論をします。前回時点では開示請求がなかったが、今回は開示請求が出たことから、この案件の議論についてはしないということでしょうか。

今村副市長 例えば職業などで、公表をどこまでするかというときに、保護されるべき情報であるかどうかによって、公表の考え方も変わってくるでしょうから、なるべく早く結論を出していかなくてはならないと考えています。その中で一般的な考え方の見直しをしておりますので、公表についても一般論として諮っていきたいと思っております。そこで本日審査会にかけさせていただきました。しかし、手続の順番が重要ということであれば、本日の開示請求の結果によって、審査請求がなければ改めてお諮りしますし、あつた場合には、それに基づいて諮問いたします。各審議会については、職業の所は保留ということでやっていきたいと思っております。

須賀会長 審査会としては、プロセスを重視するというにすることにする。

今村副市長 はい。

須賀会長 では、現時点では審議を先延ばしということによろしいか。

(異議無し。)

今村副市長 今回審議しなかったということであれば、資料等の扱いはどうなるのでしょうか。

日下部主査 ホームページの更新、資料の配架等は従来どおり行います。

今村副市長 議題にされてない資料については、傍聴者の資料も含めて回収することでしょうか、それともそのまま良いのでしょうか。

遠藤委員 提案はあったのだから、議論の中で「結論は出さない」という結論になった、と議事録に載せれば良いのでは。

須賀会長 では、ここまで配布している資料はそのまま扱う形とする。

遠藤委員 については審議していいのでは。また、 と は正式な議題としては取り上げないということだが、結論を出さない上で意見交換だけするのはどうか。

(賛成多数)

須賀会長 では意見交換を行う。 もこれから行うが、一旦会議は中断とする。

< 中断 >

須賀会長 会議を再開する。 1の 『公開条例第6条第2号アに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報」の判断基準を示すことはできますか』について審議する。何か意見はあるか。

遠藤委員 この条文は具体的な基準とするといっても、条文の条項とあまり変わらないと思う。事務局として基準とはどの程度のものを考えているかお聞きしたい。もう一つ、判例の読み方だが、「対象訴訟と何ら関連付けられたものではないため、という理由で」という個所は、慣行としてのものに関連付けて言われているので、法令の規定は別ではないか。法令ではそのような表現は使えないのではないかと思う。弁護士又は税理士については、この審査会に関連付けられてないから公表しなくてもよいという理屈は違うと思う。

須賀会長 慣行として、とは事実上の慣習と同じことなのか。野田市として、何か市の慣行があるのか。

今村副市長 この判例の中では、ある事項について、基本的には公開となっていて、公開をしない場合はほとんどないが、法令上の規定で特殊な場合は制限するという規定が設けられている以上、その事項は情報公開制度において公が前提ということにはならないということになります。ある事項が基本は公開でも、少しでも制限がかかるのであれば情報公開の制度では公ではないということです。公表されている人名録についても、その訴訟の開示対象文書とは関連

付けられていないから当該情報が公にされているとは言えないという判断がされていることから、弁護士会で名簿が公開されていても、審査会の委員として公表されているものではないと判例の解釈から理解をしております。

遠藤委員 「また」以下では、原告が慣行だと言っているのに対し、判決は対象訴訟とは関連付けられたものではないと否定している。そうではなく、法令の規定とは、対象訴訟との関連付けとは関係なく認められるものではないか。3ページの下の方の「弁護士又は税理士」とは慣行として公表されているという理解で書いているということか。

今村副市長 そもそも公表が法令に基づいているものなので、慣行で関連付けといった理由を持ち出すのはおかしいのではないかとということですか。

遠藤委員 そのとおり。

今村副市長 判例を読んだ中では、審議会の委員としての職業の公開については、弁護士であり公開されているからということではなく、やはり慣行で結びついているかどうかという点を考えることが重要であると考えます。

須賀会長 この議論は、どのようになるか。

遠藤委員 判断基準をどうするか、もっとイメージをつかみやすいものが作れるかという諮問なので、難しい。

須賀会長 何か具体的に案はあるか。

遠藤委員 事務局としてはどういうイメージをお持ちか。

今村副市長 職業等について、開示請求については、本人の同意がある場合を除き基本的には不開示情報であると考えています。

遠藤委員 判断基準についてはどういうイメージをお持ちかということだが。

今村副市長 先ほどから申し上げているとおり、法令の規定で言えば制限が少しでもあれば、全てに対して公にするものではない、という判例と同じようなものです。

須賀会長 具体的な法律、命令で、どんな条例があるのか。

日下部主査 民事訴訟法で訴訟記録の閲覧という規定があり、基本的には誰でも閲覧できますが、例外として閲覧できないものもあります。引用した判例においても民事訴訟法で訴訟記録の閲覧の規定はあるが、絶対に誰でも見られるわけではないのだから、開示請求においては不開示となる、という判断がなされています。

遠藤委員 副市長の言うような考え方しかないと思うが、判例に書いてある「法令の規定」とは何人に対しても何らの制限もなく当該情報を公開することを定めている規定であることを要し、一定の事由により公開が拒否される場合が定められていれば、当該情報は、法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たらない」という判断基準だと書いても、具体的基準として意味があるのか。

日下部主査 具体的な基準を今の議論の中で考えますと、個別具体的な判断になります。こういった場合には公になるといった細かい部分について、現時点で審査会では判例のようなものしか示せないということであれば、実際の運用の中で個別判断となり、今後の手引の見直しの際にどこまで踏み込めるか、ということになると思います。今日の議論の中ですと、お配りした資料以上のことになるかと個別に踏み込んで判断することとなるので難しいという意見であれば、それを受け止めるという形となります。

遠藤委員 前回の「公益上特に必要がある」の判断基準は何かというときに、事務局としては具体例を紹介していくと記載があったと思う。それと似たような話にならないか。

今村副市長 「公益上特に」の判断基準は、今日の資料にもあるとおりこの市も示せていないということがありますが、この件については、最終的には個別になるとしても、判断基準は「公益上特に」の件よりは出しやすいかと思えます。

須賀会長 これはあくまで審査会委員の個人情報の話か。例えば、委員の氏名の公開は法令にはないが、法令で決まってないとなると、本来は氏名を除いて「会長」や「委員」とだけ出すが、慣例に基づいて名前も出しているということか。

今村副市長 会議中のプレートに表記された氏名については、情報公開条例で職務に関する情報は不開示情報ではないとあるため、条例に基づいて表示しているとなると思います。

須賀会長 具体的事例は示し得ないということになるか。

遠藤委員 今日一回だけで結論を出す必要はないと思う。具体例がないと、これ以上具体的な判断基準のイメージがわからない。

須賀会長 継続審議ということによろしいか。

(異議無し。)

須賀会長 では継続審議とする。続いて9ページの「 審議会等の委員の推薦団体は、公開条例に基づく開示請求に対して開示すべき情報と考えますか。」について審議する。

秦野委員 当審査会は、推薦を依頼していないから審議する必要があるのか。

日下部主査 野田市全ての審議会等に関して議論していただきます。

今村副市長 情報公開条例で開示を求められたときに、推薦団体について開示か不開示かという判断をしていただきたいと思います。市としては、推薦団体としての意見を求めていますので、開示する情報と考えております。

秦野委員 これは個人情報保護の運用の見直しではないのでは。

今村副市長 情報公開と個人情報保護は表裏一体であるため、伺っているものです。

須賀会長 推薦団体と所属団体の2種類になるが、推薦団体は公開してもいいということか。

今村副市長 そのように考えています。所属団体は、市が委嘱を依頼した際の目的と関係ないものであるため、保護されるべき情報であると解しています。

飯野委員 私は開示情報でいいと思う。

松本委員 審議会ごとに個別に考えた方が良くはないか。

今村副市長 公表か否かについては各審議会の判断ですが、情報公開条例における開示情報か不開示情報かというのは原則として各審議会共通の話となります。審議会の実務としては、発言する際にどこの代表かということは名乗ることが一般的なので、職務遂行に関する情報であることから開示となります。しかし、全ての人を公表するか否かは各審議会の判断です。今日お諮りしているのは、情報公開条例上の個人情報の話です。

秦野委員 推薦を依頼した審議会は、当然その団体の意向を受けて、団体の利益のための発言をするだろうから、原則論では公開すべきだと思う。

飯野委員 ある委員がどういう団体に推薦されたのかという疑問はある。開示されていけば、納得できる。

遠藤委員 ある審議会では、何々の団体の推薦があったものという規定があるのか。

今村副市長 そのとおりです。ただ、規定の有無とは関係なく、実際の運用として団体に推薦を依頼して、それに基づいて委嘱している所もあります。

遠藤委員 規定があるものかないものと2種類あるということか。

今村副市長 市は、資料にもあるとおり、情報公開条例としては開示すべきと考えているのですが、公表ということになると、先日の廃棄物減量推進審議会では、誰がごみ袋の無料配布枚数を「削減すべき」というような発言をしたかを知られてしまうと、不利益を受ける可能性があるということから、審議保留で会議録は「A委員」「B委員」といった形で表記するといった結果になりました。しかし、開示請求ということであれば、それも開示すべき情報ではないかと思っています。

秦野委員 ほかに消費者、生産者といったように、対立する審議会もある。

今村副市長 開示請求の中でも、個別の特殊な事情という審議会がございます。市の方で、推薦について全て開示というわけではなく、例外はあると考えています。個人情報の関係で開示すべきではない情報ということです。

須賀会長 ほかに何かあるか。

今村副市長 例えば自治会連合会からの推薦だとして、名簿に自治会連合会会計役といった役職を書いていることがあるのですが、団体名と役職との開示・不開示の判断について、心配している職員がいます。

日下部主査 団体の名称とは異なり、役職については別段で開示・不開示を考え

る必要があると思います。

今村副市長 開示請求される名簿には、役職が書いてある審議会名簿と書いていない名簿があり、場合によっては名簿に詳細に書いてあることもあります。そういったときに、推薦団体までは必要ですが、役職までは開示する必要はないと考えているということです。

須賀会長 公表だとしてもか。

日下部主査 公表用の名簿では公表していない、事務局用の委員名簿について、推薦団体が開示請求によって開示の判断となったとしても、役職はまた別な考え方で判断が必要と考えています。

今村副市長 知る権利が重要なところで、個人情報保護との兼ね合いで、推薦団体の役職というものが知る権利を阻害してまで保護すべきなのかと考えると、個人的には開示すべきかと思います。

遠藤委員 に関する事で、第2項で「事務局用の委員名簿は、職員が円滑に業務を遂行できるように委員の個人情報を集約して記載したもので、非公表のもの」とあるが、性別は何のために記載してあるのか。

日下部主査 委員の男女比率の50%を出すためです。

遠藤委員 しかし目標ではないか。

今村副市長 目標ですが、公式の議事には必ず50%を目指すようにと書いてあります。任期が満了になった際に次の委員を選任するときに使われます。

遠藤委員 そうなると性別を開示しないという意味がなくなるのではないか。

今村副市長 市としては、職務に該当するものが開示情報の基本的な今後の考え方になると思っています。今日お渡しした資料の中では、そうは言っても審議会の中で性別に関係なく意見を言うこともあるので、一概に開示とは言えないという考え方も付しているわけですが、基本的には開示すべきだと思います。

遠藤委員 それなら の意見を求めるまでもないと思うが。

今村副市長 抜本的改革なので、かなり慎重にやっているということです。

須賀会長 ほかに意見はあるか。

遠藤委員 この審査会であれば、学識経験者が委員に選出される条件だが、「学識」とはどの分野かということをはっきりさせるつもりはあるか。

今村副市長 市としては、弁護士や税理士だけでなく、その審議会の審議に通じた知識や経験を有する者も学識経験者と考えています。そのため、「学識」の基準を定義するのは難しいと考えます。

須賀会長 ほかに意見はあるか。ないようなので本日の審査会は終了とする。

以上